

○成年後見支援センターでは、成年後見制度の利用のお手伝いをします○

任意後見契約をしたBさんの場合

今は自分のことはできているBさん。「認知症にはなりたくないけど、将来、どうなるかわからない。認知症になっても猿払村で暮らし続けたい。」と、将来に備えて司法書士と任意後見契約を結びました。Bさんは、「これで安心して暮らすことができる。認知症にならないようがんばらなくちゃ。」と話しています。

○市民後見人養成研修を受講された方の声をお届けします○

Cさんの声

高齢者の自立支援や地域包括ケアの重要性を学びたく受講しました。これから高齢者になっていく自分も含め、地域で支援しなければならない人のために、少しでも力になることができればと思います。そのため知識が必要なので常に学んでいきたいと思っています。

Dさんの声

我が家にも、周りにも高齢者が多く、他人に話せないことも私には相談してくれる人もいるので、その人たちのために少しでも役に立てたら良いなと思い受講しました。研修を受講して、これからは少しでも地域の人たちにアドバイスができると思います。

○猿払村成年後見支援センターを支えてくれる方々からのメッセージ○

佐藤みゆきさん（大学教授）

日本最北端の村、猿払村は、住民のみなさんの末永い安全・安心な暮らしをまもる「権利擁護のまち」でもあります。みなさんの支え合いを、これからも専門的立場から応援して参ります。

田村秀樹さん（弁護士）

みなさんは、住みなれた村で、自分の思いどおりに生活を続けたいと思いませんか？「成年後見制度」は、このようなみなさんの思いを支える大切な制度です。私たちも、みなさんの「思い」に寄り添います。

社会福祉法人猿払村社会福祉協議会

猿払村成年後見支援センター

（この事業は、猿払村からの委託により実施しています）

☎01635-2-3685

FAX 01635-2-2075

〒098-6234

宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地
猿払村保健福祉総合センター

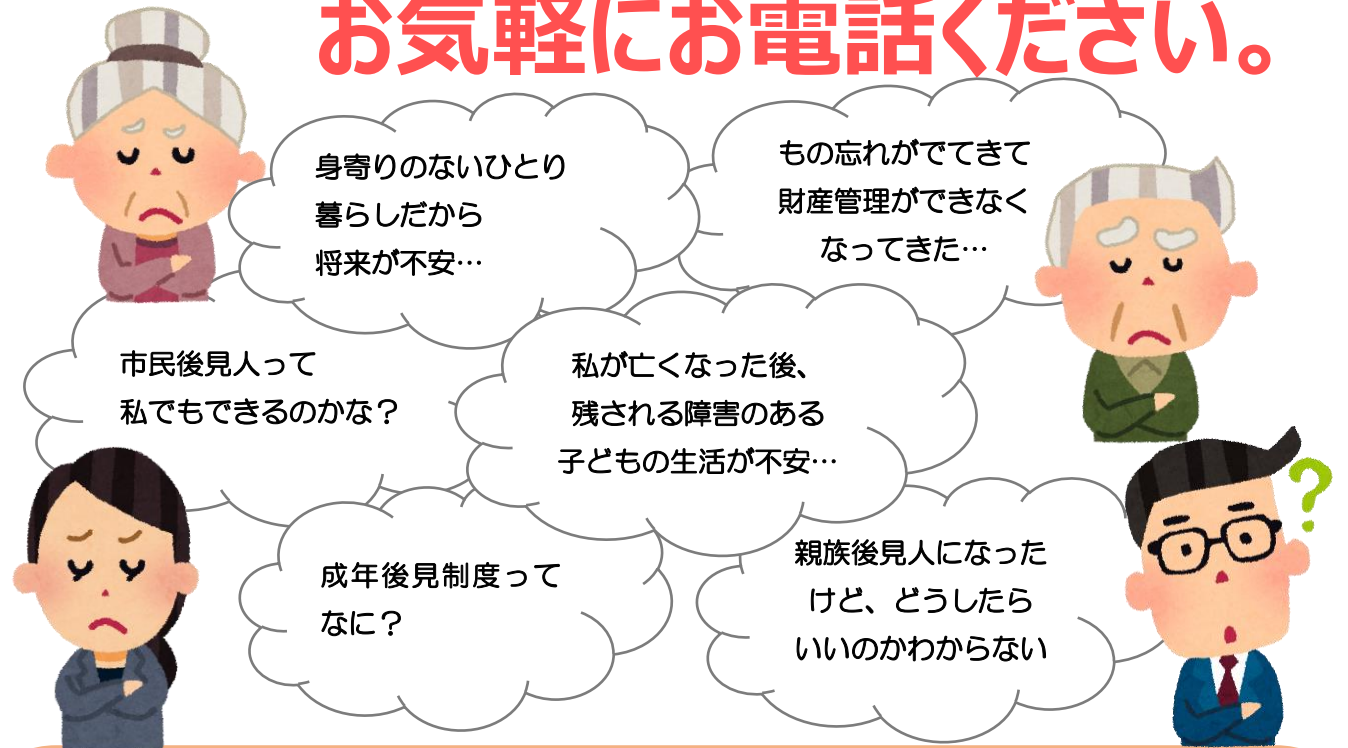
開設時間

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

土日、祝日及び年末年始（12月31日～1月5日）
はお休みとなります。

このようなときには、 お気軽にお電話ください。



猿払村

成年後見支援センター

☎01635-2-3685

○成年後見支援センターでは、成年後見制度の利用のお手伝いをします○

法定後見申立てを考えているAさんの場合

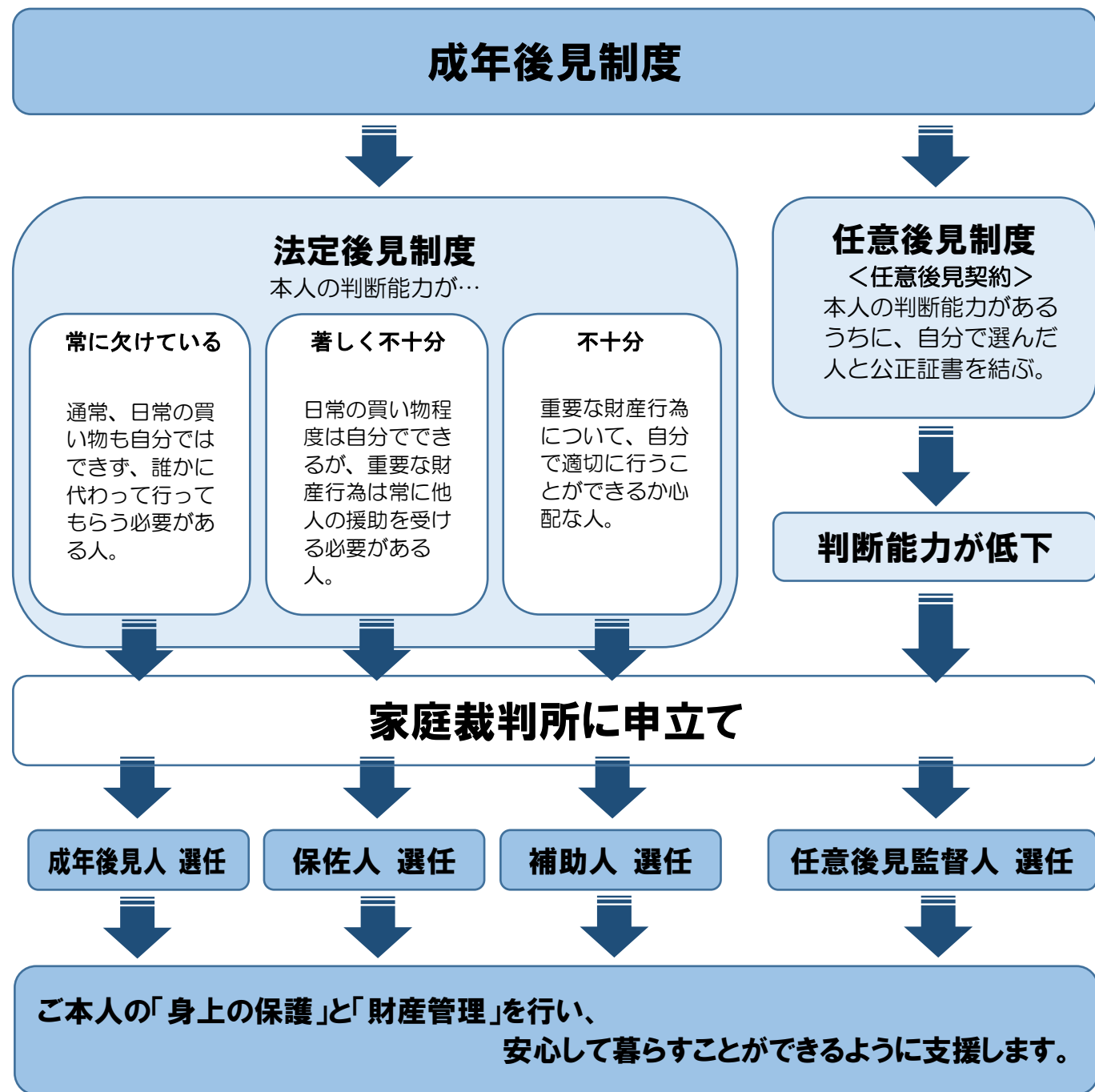
金銭管理が難しくなってきたAさん。親戚はいますが遠くに住んでいるので社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用して暮らしています。しかし、物忘れが激しくなってきたので、その事業の契約も難しくなってきました。本人は「猿払村で暮らし続けたい。」という思いがあるので、金銭管理はもちろん、今後の介護サービスの利用契約のために法定後見の申立てをすることとしました。

●日常生活自立支援事業（継続して実施します）

認知症高齢者や障がい者（知的・精神）などの判断能力が不十分であったり、福祉サービスの利用の仕方がわからない、預貯金の出し入れなどに困っている人を支援します。

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が、自分ひとりでは契約や財産管理などをすることが難しくなった場合に、本人に不利益が生じないよう支援する人（成年後見人等）を選ぶことにより、本人の権利を法律的に守る制度です。福祉サービスの利用や入所・入院の契約といった「**身上の保護**」と、不動産や預貯金などの「**財産管理**」を代理で行ったり補助するものです。成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。



成年後見制度に関する相談は
猿払村地域包括支援センターでも受け付けています。

猿払村成年後見支援センターの しごと

●相談（無料、秘密厳守）

電話や窓口でセンター職員が相談をお受けします。必要に応じてセンター職員が自宅に訪問しての相談対応も行います。成年後見制度の利用が適切なのか、その他の制度・サービスが適切なのかを一緒に考えていきます。必要に応じて関係機関と連携したり、ご紹介します。



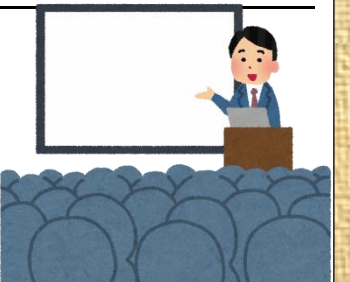
●申立等支援

成年後見制度を利用するには家庭裁判所に申立てをすることになりますが、ご本人やご家族、関係機関の皆さんが制度を利用できるように、申立てに関する助言を行ったり、書類の作成方法などの支援を行います。



●普及・啓発

地域・医療・介護・金融機関などの関係機関・団体の皆さんに「成年後見制度」の理解を深めるための学習会を開催します。「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を理解していただくためにさまざまな方法で広く周知していきます。



●市民後見人養成等

市民後見人養成研修を行います。「市民後見人」とは、判断能力が不十分でない方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう身近な立場で、その方の生活を支援していく親族、専門職以外の後見人のことです。養成した市民後見人をさまざまな形でフォローアップします。



ぜひ猿払村成年後見支援センターをご利用ください